

**【緊急】【重要】**

**新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起（5月18日）**

**（夜間外出禁止措置の延長など）**

**【ポイント】**

- ナイジェリア大統領直下の新型コロナウイルス・タスクフォースは18日午後（当地時間）、国民に向けブリーフィングを行い、去る5月4日（月）から国内全土を対象として実施してきた夜間外出禁止令（午後8時から翌午前6時まで）および、各州間の移動制限、公共の場でのマスク着用の義務化づけを更に2週間継続する旨発表しましたので、ご注意ください。
- ナイジェリア保健省及び疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、5月17日午後11時30分（当地時間）時点のナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染例は合計5,959例に増加しています。
- 邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

**【本文】**

## 1 夜間外出禁止令などの継続

ナイジェリア大統領直下の新型コロナウイルス・タスクフォース（The Presidential Task Force on COVID-19）（議長：連邦政府官房長官）は18日午後（当地時間）、国民に向けブリーフィングを行い、去る5月4日（月）から国内全土を対象として実施してきた「夜間外出禁止令（curfew, 午後8時から翌午前6時まで。生活等に不可欠なサービスを除く）」、「各州間の移動制限」、「公共の場での（in public）マスク着用義務化づけ」をいずれも本18日から更に2週間（6月1日（月）まで）継続する旨発表しましたので、ご注意ください。

当国に居住の邦人の皆様におかれましては、不要不急の外出を控え、ご自宅やホテル等での待機をお願いいたします。また、引き続きナイジェリア政府関連サイトや報道等を通じて、最新の情報を入手し、トラブルに巻き込まれないようご注意願います。

## 2 ナイジェリアにおける感染状況

ナイジェリア保健省及びナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、ナイジェリアで確認された新型コロナウイルス感染例は5月17日午後11時30分（当地時間）時点で、合計5,959例に増加しています（うち、死亡182例）。

各州における感染状況は以下のとおりです。

ラゴス州： 2,550人

カノ州：	8 2 5人
F C T：	4 1 8人
カツィナ州：	2 4 8人
バウチ州：	2 1 5人
ボルノ州：	2 1 5人
ジガワ州：	2 0 1人
オグン州：	1 4 5人
カドゥナ州：	1 4 2人
ゴンベ州：	1 2 6人
オヨ州：	1 1 8人
ソコト州：	1 1 3人
エド州：	9 5人
ザムファラ州：	7 4人
クワラ州：	5 8人
リバース州：	5 1人
オシュン州：	4 2人
プラトー州：	3 5人
ケビ州：	3 2人
ヨベ州：	3 2人
ナサラワ州：	3 1人

デルタ州：	27人	
ナイジャー州：	22人	
アダマワ州：	21人	
オンド州：	20人	
エキティ州：	19人	
アクワ・イボム州：	18人	
タラバ州：	17人	
エヌグ州：	12人	
エボニー州：	9人	
イモ州：	7人	
バイエルサ州：	6人	
アビア州：	5人	
アナンブラ州：	5人	
ベヌエ州：	5人	合計5,959人

### 3 感染予防

ナイジェリア保健省やナイジェリア疾病予防管理センターは、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、以下の励行を呼びかけています。

- こまめに流水、石鹸を使った手洗いを励行する。水を利用できない時は除菌液（サニタイザー）を使用する。

●咳をする際にはティッシュ等で口周りを覆う。ティッシュがない場合は、肘の内側で口周りを覆う。ティッシュ等は使用后すぐに適切に処分してください。ティッシュが手に入らない場合は、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。

●咳やくしゃみなどの症状がある人物との濃厚接触を避ける。

●人込みの多い場所を避ける。

●他の人との間に距離をとる（約2メートル）

#### 4 情報収集

新型コロナウイルスに関する主な情報収集源を以下に例示します。

これらや報道などを通じて最新の情報を収集するようお願いします。

●ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）ホームページ

<https://www.ncdc.gov.ng>

（学校向けガイダンス）

[https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175\\_1583410399.pdf](https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175_1583410399.pdf)

（自主隔離（self-isolate）に関するガイダンス）

<http://covid19.ncdc.gov.ng/resource/guideline/NCDC%20Self->

[Isolation%20Guideline%20for%20COVID19.pdf](http://covid19.ncdc.gov.ng/resource/guideline/NCDC%20Self-Isolation%20Guideline%20for%20COVID19.pdf)

●外務省海外安全対策ホームページ（日本）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省ホームページ（日本）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●首相官邸（日本）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

## 5 感染拡大に伴う各国の水際対策

感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎日本においては5月14日より「水際対策強化に係る新たな措置」が実施されております。本件措置の主な点は以下リンク先のとおりです。日本への帰国等の際には、ご留意いただくとともに、最新の情報をご確認ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C050.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C050.html)

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置や日本の水際対策をとりまとめ情報発信しています（海外安全ホームページ）。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◎日本への入国の際の検疫・隔離等に関する情報（厚生労働省ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

6 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：[visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)

（了）